

** 令和元年 10月1日 から開始される無償化についてのご案内 **

箱根町では、0～5歳までのすべてのお子さまの保育料、給食費が無償となります！

町外の施設を利用している場合も対象になります！



令和元年 10月1日時点でのお子さまの年齢は？

①平成28年4月1日以前に誕生した満3歳以上のお子さま

②平成28年4月2日以降に生まれた満3歳以下のお子さま

お子さまの利用している施設は次のいずれかに該当しますか？

①幼稚園(子ども子育て支援新制度未移行) ②幼稚園(子ども子育て支援新制度) ③保育所・認定こども園 ④認可外保育施設等

●月額 25,700 円まで無償
●預かり保育も 11,300 円まで無償

※申請手続きが必要となります。
※3歳到達時点で対象となります。

●利用料は無償
●預かり保育も 11,300 円まで無償

※申請手続きが必要となります。
※3歳到達時点で対象となる場合があります。

●利用料は無償
(手続きは不要です)

●月額 37,000 円まで無償

※申請手続きが必要となります
※複数の認可外施設等を利用する場合も上限までです。
※認可施設や企業主導型を利用している場合は対象となりません。

お子さまが利用している園は次のいずれかに該当しますか？

①保育所・認定こども園 ②認可外保育施設等

●利用料は無償
(手続きは不要です)

●保育の必要性の認定を受けている場合、42,000 円まで無償

※申請手続きが必要となります。
※課税世帯と非課税世帯で申請が異なります。

給食費を負担している家庭について、1号認定のお子さまは月額 4,300 円まで、それ以外のお子さまは 5,200 円まで無償
※「利用の認定」後に、必要書類を添えての申請手続きが必要です。

※認可外保育施設等は一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などです。

※延長保育は無償化の対象となりません。

※送迎費、材料費その他実費負担分については対象外です。

お問合せ先

箱根町福祉部子育て支援課 85-9595